

委 託 業 務 仕 様 書

- 1 委託業務は、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。
- 2 委託事項
B S E 検査用検体輸送
- 3 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 輸送路線
県北家畜保冷保管施設（岩手県九戸郡洋野町大野第28地割33番地1）から岩手県中央家畜保健衛生所（滝沢市砂込390-5）までとする。
- 5 輸送車両の条件
 - (1) 通常積載能力 15kg以上
 - (2) 車両能力 検体の変質を防ぐため荷室を定温に保てること。
- 6 輸送の荷姿
B S E 検査用検体（以下「検体」）の入った塩化ビニール製輸送箱（クーラーボックス15Kg程度）
- 7 輸送回数等
 - (1) 輸送は週2～3日程度とし、委託期間内で**120回**を予定する。
 - (2) 輸送日は、月単位で事前に県北家畜保健衛生所（以下「発注者」という。）が指示し、変更は、輸送前日15：00までに連絡する。
 - (3) 輸送は平日を基本とするが、場合により土日祝祭日の輸送を指示することがある。
- 8 輸送方法
 - (1) 集荷は、県北家畜保冷保管施設において14：00に行い、同施設職員の立会いのもとで実施する。
 - (2) 輸送は、可能な限り迅速に行い、17：00までに岩手県中央家畜保健衛生所へ搬入する。ただし、発注者の都合により集荷が遅れた場合は、その時間を考慮する。
 - (3) 万が一、何らかの理由で指定時刻までに搬入できないと思われる場合は、岩手県中央家畜保健衛生所に連絡し、指示を受けることとする。
 - (4) 集荷及び輸送にあたっては、検体の破損等その取扱いに注意する。
 - (5) 不測の事故が発生した場合であっても、代替輸送により確実に輸送するものとする。
 - (6) 運搬に使用した輸送箱は、次回の集荷時に、岩手県中央家畜保健衛生所の指示するところにより、県北家畜保冷保管施設まで返還するものとする。
 - (7) 輸送中の事故は、受注者の負担とする。
- 9 受渡書
集荷した検体を岩手県中央家畜保健衛生所に引き渡したときは、受け渡しの内容を「B S E 検査用検体受渡書」（委託契約書 様式第1号付表）に記録するものとする。
- 10 業務完了報告
委託業務の完了報告は、「委託業務完了報告書」（様式第1号）に上記受渡書を添付して提出することとする。提出は、1か月ごとに、翌月10日を目途に速やかに行うこととする。
- 11 その他
 - (1) 委託業務の実施にあたる職員は、健康でかつ運転業務に熟練した職員とする。
 - (2) 委託業務の実施にあたって必要とする輸送箱以外の器具その他の消耗品は、受注者が負担する。
 - (3) 受注者は、業務の遂行にあたり、善良な管理者の注意をもってあたること。
 - (4) この仕様書に定めのない事項について、必要と認めるときは、その都度発注者の指示を受けるものとする。